

セキュリティ強化を目的とした機能改修について

1 概要

登記・供託オンライン申請システム(以下「当システム」といいます。)は、平成28年5月30日から申請者情報について以下の運用を開始します。

- ・メールアドレスの有効性を確認する。
- ・パスワードの要件を変更する。

2 変更内容

(1) メールアドレスの有効性を確認する

申請者情報として登録するメールアドレスの有効性を確認する機能を追加します。これに伴い、申請者情報登録及び変更の手順が変更となります。

変更後の手順は「[申請者情報登録及び変更手順](#)」を御参照ください。

(2) パスワードの要件を変更する

① パスワード入力規定の強化

申請者情報のパスワードの入力規定を以下のとおり変更します。平成28年5月30日以前に登録されている申請者情報については、これまでどおりのパスワードでログインが可能です。平成28年5月30日以降にパスワード変更を行った場合は、これまで使用できた文字に加えて、半角記号の混在が必須となります。なお、パスワードの文字数はこれまでどおり8文字以上20文字以内です。

(改修前) 半角英数字混在必須

(改修後) 半角英数字及び記号混在必須

② パスワード有効期限の設定

申請者情報のパスワードに有効期限を設定します。パスワードの有効期間は申請者情報登録又はパスワード更新を行ってから365日(休日、うるう日を含む)です。なお、平成28年5月30日以前に登録されているパスワードの有効期間は、5月30日から起算されます。有効期限はシステム運用日でない可能性もあるため、有効期限が切れる前にパスワードを変更してください。有効期限が切れた場合は、ログインを伴う操作が行えなくなりますので、御注意ください。

これに伴い、有効期限が切れたパスワード又は有効期限が近づいたパスワードでログインした場合は、通知画面が表示されます。各通知画面は以下のとおりです。

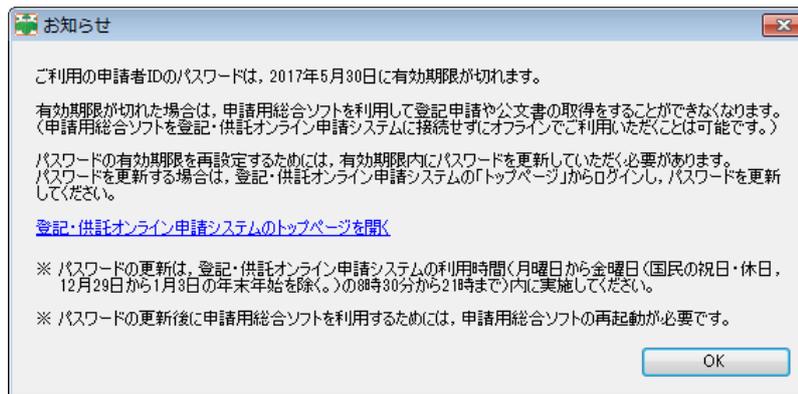
※ 申請者情報削除の通知メールを受信後にログインし、パスワードの有効期限切れを通知する画面が表示された場合も、パスワードを変更する必要があります。変更しない場合、メール受信日から30日後に、申請者情報が削除されます。

(a) 有効期限が近づいたパスワードでログインした場合

<かんたん証明書請求>



<申請用総合ソフト>

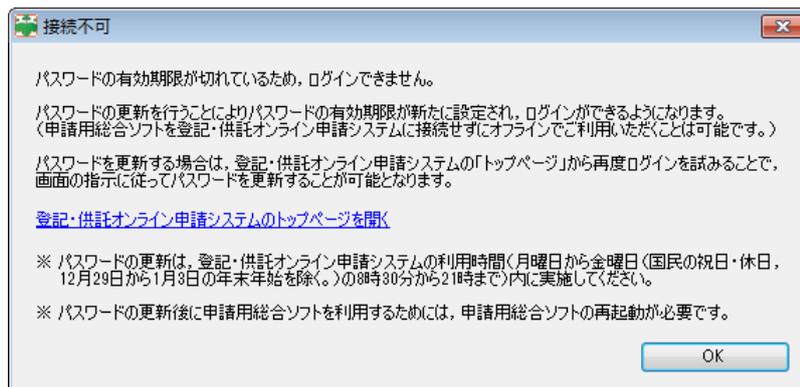


(b) 有効期限が切れたパスワードでログインした場合

<かんたん証明書請求>



<申請用総合ソフト>



③ アカウントロック規定

当システムログイン時に、申請者 ID 又はパスワードを一定回数以上誤った場合、以下の通知画面が表示され、一時的に当システムを利用できなくなります。その場合、しばらくしてから再度ログインするか、パスワードを変更することで、継続して利用できます。なお、ログインを複数回失敗していないにもかかわらず、当画面が表示された場合はサポートデスクにお問い合わせください。

<かんたん証明書請求>



<申請用総合ソフト>

